

個人情報の共同利用について

個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、当組合と事業主が共同で健康診断や事後指導を実施する場合など、あらかじめ個人データを共同で利用することが予定されている場合、（１）共同して利用する個人データ項目（２）共同利用者の範囲（３）利用目的（４）当該個人データ管理の責任者を公表していれば、当該共同利用者は第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができます。

当健康保険組合では、以下の事業を共同実施していることを公表いたします。

１．健康診査事項

当組合では、被保険者（従業員）の健康診査事業について、日本トランスシティ株式会社、他各事業主（以下「事業主」という。）と次の個人情報を共同利用しています。

１）共同事業で個人データを利用する趣旨

被保険者（従業員）一人ひとりの診査結果をもとに、事後指導や保健指導、健康情報の提供などを効果的に実施するため、診査結果を共同利用する。

２）共同して利用する個人データの項目

記号・番号、氏名、生年月日、事業所名、社員コード、受診費用、健診結果、健診受診日、健診機関名、健診機関所在地、相談・指導内容、所見、疾病既往歴 など

３）個人データを取扱う者

当組合：役職員

事業主：代表者、人事・労務担当責任者および担当者、産業医、保健師

４）利用目的

当組合：データ分析、健診結果の確認、事後指導の実施、保健指導、健康情報の提供

事業主：従業員の健康管理を視野に入れた労務管理、データ照会、健康相談、健康指導

５）データ管理責任者

当組合：常務理事

事業主：人事・労務担当責任者

２．高額医療給付に関する交付金交付事業

当組合では、高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）から交付してもらっています。その申請のための手続きに、次の個人情報を共同利用しています。

1) 共同事業で個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものです。

その事業に係る申請のため、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出する。

この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減される。

2) 共同して利用する個人データの項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載事項のほか、レセプト記載データの全ての項目

3) 個人データを取扱う者

当組合：役職員

健保連：高額医療グループ職員

健保連の業務委託先：公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部並びに協力会社

4) 利用目的

当組合：高額な医療費の一部の交付を受けるため。

健保連：当組合の申請内容を精査し、適正な交付をおこなうため。

また、特に高額である1千万円（月間）以上のレセプトについては、個人情報除いたうえで、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とする。

5) データ管理責任者

当組合：常務理事

健保連：高額医療グループ グループマネージャー